

天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年 3月20日(火) 午後1時30分から午後3時33分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (9人)

会 長	9 番委員	内 山	正 勝
第一順位職務代理者	8 番委員	円 谷	要
委 員	1 番委員	磯 部	伊 弘
	2 番委員	伊 藤	義 則
	3 番委員	石 井	一 美
	4 番委員	大 野	義 明
	5 番委員	小 沼	孝 雄
	6 番委員	星	重 保
	7 番委員	小 針	久 司

農地利用最適化推進委員

森	隆
幡	太
松	一
添	廣
石	敏
人	昇

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農用地使用貸借の合意解約について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
議案第2号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	森 賢 一
農業委員会書記	鈴木 政 則

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を農地対策委員長の小針委員よりお願い致します。

小針委員 ただ今より、平成30年第3回天栄村農業委員会総会を開会致します。

事務局長 会長挨拶 内山会長から挨拶をお願いいたします。

会長 (内山会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長よりお願いいたします。

議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程を宜しくお願い致します。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については2番 伊藤委員、1番 磯部委員の両名をお願い致します。

議長 ただ今より議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書1～3ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは意見・質疑なしと認め、こちらは報告事項なので、承認と致します。

(13:38 決定)

議長 No.2に入ります。No.2について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書4～6ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(意見・質疑なし)

議長 それでは意見・質疑なしと認め、こちらは報告事項なので、承認と致します。

(13:40 決定)

議長 続いてNo.3に入ります。No.3について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書7～9ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(意見・質疑なし)

議長 それでは意見・質疑なしと認め、こちらは報告事項なので、承認と致します。

(13:42 決定)

議 長 続いて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。なお、説明に入る前にこの議事案件は5番小沼委員の案件となっておりますので、よって天栄村農業会議規則10条によりまして小沼委員は退席をお願いします。

議 長 それではNo.1について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書10～11ページ朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は4番大野義明委員説明をお願いします。

大野委員 19日に行って確認して参りました。それで間違いがないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(13:46 決定)

議 長 それではNo.2について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書12ページ朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は5番小沼孝雄委員説明をお願いします。

小沼委員 通知をもらってから入念に確認をしましたが、■■■■さんから、■■■■
■■■■さんへ土地を無償で譲ったという事で、駐車場になる土地と、■■■■さんの土地の畑を交換したとの事でした。11月20日の農業委員会にかかっているのですが、それから登記をしていなかったという事で今日登記したい為に記載したとの事でした。よろしくをお願いします。

議 長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(13:51 決定)

議 長 13ページに移りたいと思います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局
議長

(議案書13～17ページ朗読)

事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は2番伊藤義則委員説明を願います。

伊藤委員

16日、[REDACTED]さん宅へ行った所間違いないという事でした。審議の程よろしく願います。

議長

担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(13:58 決定)

議長

議案第3号「現状確認証明書申請適否について」を議題と致します。No.1からNo.4まで関連がありますので、一括して事務局より説明をお願い致します。

事務局

(議案書18ページ～)

議長

事務局の説明が終わりましたので現況に立ち会って頂いた委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は1番磯部伊弘委員より説明を願います。

磯部委員

3月14日の午後より会長はじめ、大野委員、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、地権者の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんと共に現況を確認して参りました。農地として転用するのは難しいのではとの判断でございます。太陽光発電ができるという事で、その説明も色々お伺いしましたが、地権者の方々が賛同しているような形でありました。以上でございます。

議長

担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

円谷委員

[REDACTED]だったかな。10年前より天栄村へ入っています。高林の所をやったのも[REDACTED]。10年前から入っていますが、単価的に、土地の売買は大体わかっているから農地転用すると思いますが、1反あたりいくらかいかわかれば教えて下さい。

事務局

私の方でも正式な金額という所まではお伺いはしていませんでしたが、実際太陽光発電工事売買の値段の方がだいぶ下降気味にという形で伺っていますが、そこで採算ベースをプラスになるかどうか、現在は18円くらいです。

円谷委員

個人で申請している訳ですが、10年前に[REDACTED]で天栄村の雑

地と山林を所得した単価、山林で10 a 20万。雑地も含め。それよりも高く買って頂けるのか参考に聞きたかったのですが。今でも20万で買うような話になっているのかどうか。

事務局長 それはうちとは関係のない話なので。[redacted]はうちの方には教えないので。あくまでも農地を取得して転用してそっちにするという事でしたら、当然聞かなければならないのですが。

円谷委員 農地から離れば私は一切関係ないから許可してしまう。しかし参考までに話を聞いていればという事でお伺いしました。

事務局長 売電価格が[redacted]が入ってくる頃になると半分くらいになっているので、あの頃は3町5円でしたので。太陽光パネル自体も高かったのですが、今はパネル自体が安くなっているので、18円でもぎりぎり採算ベースに乗るくらいの所ですという話です。最近[redacted]さんについては、土地所得するかしないかで借が増えています。一番そこで困るのが撤退した時に私が会社潰しました。置きっぱなし。これが一番困ると思います。

円谷委員 一番良い例が湯本で始まって、今ストップが掛かっています。業者がストップした。局長もわかると思いますが風力発電です。湯本の方が農地転用の物は、それは本人の希望だから許可しましたが資金が集まっていなくて止まっている。グリーンシステムは大丈夫だと思いますが。3人一律でやるのだらうと思います。こういう事も農業委員会にとっては良い事です。遊休農地や工作不能地が減るのだから。わかりました。以上です。

議長 他に質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(14:15 決定)

議長 続いてNo.5に入ります。No.5からNo.11については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書28～45ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので現況に立ち会って頂いた委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は1番磯部伊弘委員より説明をお願いします。

磯部委員 先程同様3月の14日の午後、現地確認を行いました。紺屋と入沢共に、紺屋の方はもの凄い高林で本当にここに耕作できる農地があつたのかと目を疑うような現場でした。入沢の方は国道294の脇ですが、東側が山の斜面になっておりまして、沢のあたりの所に雑地というような木が生い茂って谷間のような所がありました。その場所も農地

として転用を開墾するのはお金と時間がかかるのではないかと判断しました。もう一ヶ所は横内地内の不動沢の場所ですが、そこの現地まで行く道という道がないので、そこを農地とするのはどうかというような現況判断でした。以上です。

議 長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 確認ですが、申請のあった案件については森林整備の事業であるからという事で申請が来たのですか？

事務局 そうです。

円谷委員 農地を外さないと森林とみなされないからそこだけ除くような形になるからですね。

事務局長 そうです。

石井委員 森林整備事業種目内容はどのような整備事業ですか？

事務局 担当者から伺っている内容ですと原発事故以降、森林事業、林業事業が衰退してしまったという事で、国から来る補助金の方を使って森林整備事業として林業の伐採をする作業道や、あとは該当する森林の伐採。民有地でありますのでそこで伐採した木につきましては、そちらを払い売りしてそれで上がった取得については所有者の方へ還元するといった形で担当者の方からは伺っております。

石井委員 土地については、造林事業ですか？

事務局 森林整備事業もほぼ補助金がなくなるという話なので、今回ここできないから次回と言っても次回がないのでできるのであれば、現況どう見ても山林、地目は畑だからできなくなってしまう事がないようにという事で、確認をして事業が取り組める事でしたので申請に至ったという形です。

議 長 他に質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(14:32 決定)

議 長 続いてNo.12に入ります。No.12からNo.18については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書46～68ページ朗読)

大野委員 3月14日に行ってきました。檜の木が大きくなってとても現況は無理だと感じました。細入はたいぶ木が大きくなっていて無理だと思いました。南沢は桑畑なので天皇賞を貰っていたころは桑畑が盛んでしたが、脱落してしまい、みんな杉林などになりもう少しで折れてしまいそのような杉林になっているような所もありました。現況は難しいなと思いました。

議 長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 この面につきましては、前農業委員会で税金絡みで通知を出した所に入っていますか？

事務局長 入っていません。農業委員会の方で昔色斑点、赤斑点に該当しているとか緑色斑点の所が今回元に戻さないと税金をかけるという所です。山丸ごと1つ桑畑に開墾して山林のまま登記しないでおいた人達は荒れても山林です。でも畑として登記した人達は荒れてきている人が今回提出してきた人です。

議 長 他に質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(14:48 決定)

議 長 続いて議案第4条「平成29年度農地利用集積計画適否決定について」を議案とします。なお、説明に入る前にこの議事案件は6番星委員の案件となっておりますので、よって天栄村農業会議規則10条によりまして星委員は退席をお願いします。

議 長 議案4号について事務局より説明願います。

事務局 (議案書67～68ページ朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は、農地利用最適化推進委員の星あき子委員説明を願います。

星あき子委員 3月14日に皆さん1軒ずつまわりました。ほとんどの方が田んぼをつくっていない状態で今回■■■■さんが作ってくれる事に関して、皆さん喜んでおられました。問題ないかと思いますが皆様のご審議をお願いします。

議 長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(15:01 決定)

議 長 続いてNo.11に入ります。No.11からNo.13については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書68～69ページ朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は高林、沖内地区、農地利用最適化推

進委員の人見委員説明をお願いします。

人見委員

円谷要さんより連絡をもらい、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんの方に確認を取っておりますのでよろしくお願いします。

議 長

担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長

挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(15:06 決定)

議 長

続いてNo.14に入ります。事務局より説明願います。

事務局

(議案書69ページ朗読)

議 長

事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は飯豊、小川地区、農地利用最適化推進委員の小針委員説明をお願いします。

小針委員

2月24日に再設定の確認を取りに行きまして参りました。問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長

担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長

挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(15:11 決定)

議 長

続いてNo.15に入ります。No.15からNo.16については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案書69ページ朗読)

議 長

事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は大里東部、南部、農地利用最適化推進委員の石塚委員説明をお願いします。

石塚委員

■■■■さんに確認したところ、■■■■さんは体がきかなくなってできないので、■■■■さんへお願いしたとの事でした。■■■■さんは何回か連絡しましたが繋がりませんでした。そこで■■■■さんに確認したところ間違いのないとの事でした。新規になります。審議の程よろしくお願いします。

議 長

担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の

方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(15 : 16 決定)

議 長 No.17について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書69ページ朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は大里東部、南部、農地利用最適化推進委員の石塚委員説明を願います。

石塚委員 ■■■さんに確認を取りました。間違いのない事です。審議の程よろしく願います。

議 長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(15 : 20 決定)

議 長 No.18について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書69ページ朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は牧之内、農地利用最適化推進委員の森委員説明を願います。

森 委員 3月17日に本人に確認した所、間違いのないという事でした。審議のほどよろしく願います。

議 長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(15 : 23 決定)

議 長 No.19について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書69ページ朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は白子地区担当、農地利用最適化推進委員の森委員説明を願います。

兼子委員 本人に聞き取りしたところ、間違いございませんとの事でした。以上です。

議 長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

ます。

(意見・質問なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(15:26 決定)

議長 続いてNo.20の説明に入る前に、この議事案件が牧之内地区農地利用最適化推進委員、森委員の案件となります。

よって、天栄村会議規則第10条の規定により、森委員は退席願います。

(退席を確認後)

No.20について事務局より説明を願います。

事務局 (案書69ページ朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は牧之内地区、地利用最適化推進委員の幡谷説明を願います。

幡谷委員 ■■■■■さんに電話で確認しました。今までの10年間は6万円で借りていたようですが、面積を小さくしたので5万円という事で10年間、■■■さんと話し合っただけだったので間違いないとの事でした。以上です。

議長 担当の委員の説明が終わりましたので、ご意見ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は可決いたしました。

(15:31 決定)

議長 以上をもちまして本日提出された案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願いいたします。

円谷委員 以上をもちまして平成30年第3回農業委員会総会を閉会と致します。

栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成30年3月30日

議長

内山正勝



1番委員

磯部伸弘



2番委員

伊藤義則

